

令和7年度
第1回近畿地方整備局 総合評価委員会

近畿地方整備局
令和7年6月11日

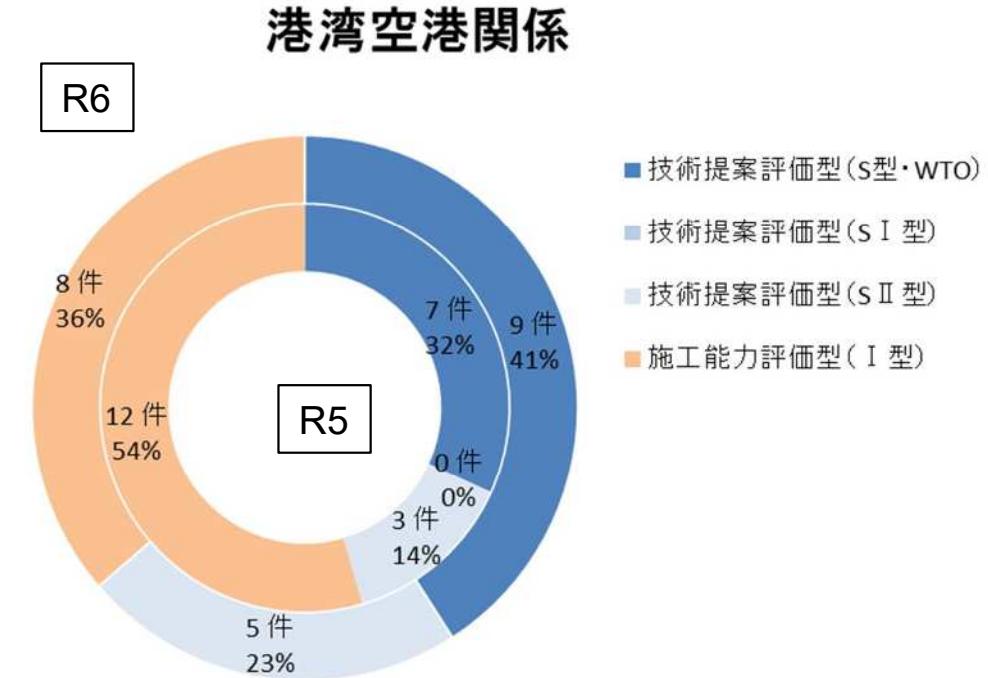
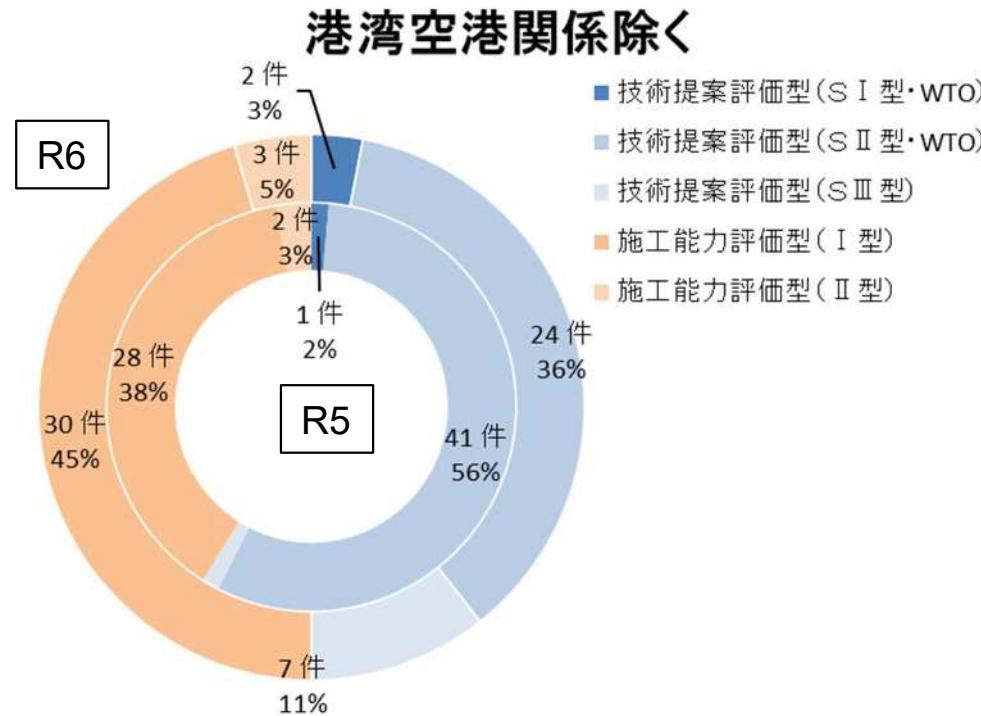
令和6年度 総合評価落札方式による 実施結果について

工事種別、評価方式別契約済み工事件数

()書きはR5年度

工事種別	技術提案評価型 (SⅠ型・SⅡ型・SⅢ型)		施工能力評価型				合計	
			I型		II型			
	本官	分任官	本官	分任官	本官	分任官		
一般土木工事	14		8	42		180	244	
AS舗装				1		48	49	
鋼橋上部	4		7	4		1	16	
造園				6		36	42	
建築工事	1				3	5	9	
電気設備工事				7		11	18	
暖冷房衛生設備工事	1		1			3	5	
セメント・コンクリート舗装工事				4		2	6	
プレストレスト・コンクリート工事	10		7	3			20	
法面処理工事	1			7		5	13	
塗装				1		9	10	
維持修繕				9		126	135	
しゅんせつ工事			1			4	5	
グラウト工事							0	
機械設備工事	1		5	27		1	34	
通信設備	1			33		7	41	
受変電設備工事						12	12	
橋梁補修工事			1	4		32	37	
小計	33	0	30	148	3	482	696 (786)	
港湾土木	9	1	8	9			27	
港湾等しゅんせつ	2						2	
港湾等鋼構造物工事							0	
空港等土木	3			1			4	
空港等舗装				1			1	
建築工事							0	
通信設備工事							0	
小計	14	1	8	11	0	0	34(35)	
合計	47	1	38	159	3	482		
	48(53)		- 3 497(279)		485(489)		730(821)	

令和5・6年度総合評価方式別工事件数(本官工事)



令和5・6年度 工種別の平均応札者数(本官工事)

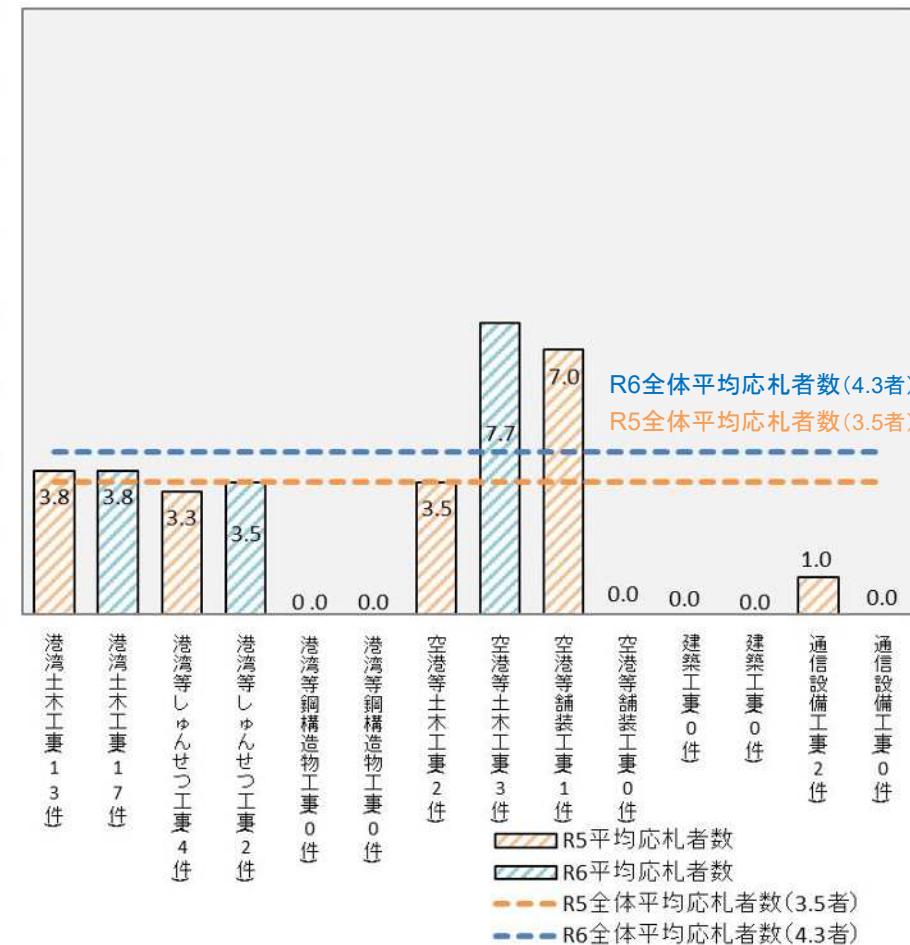
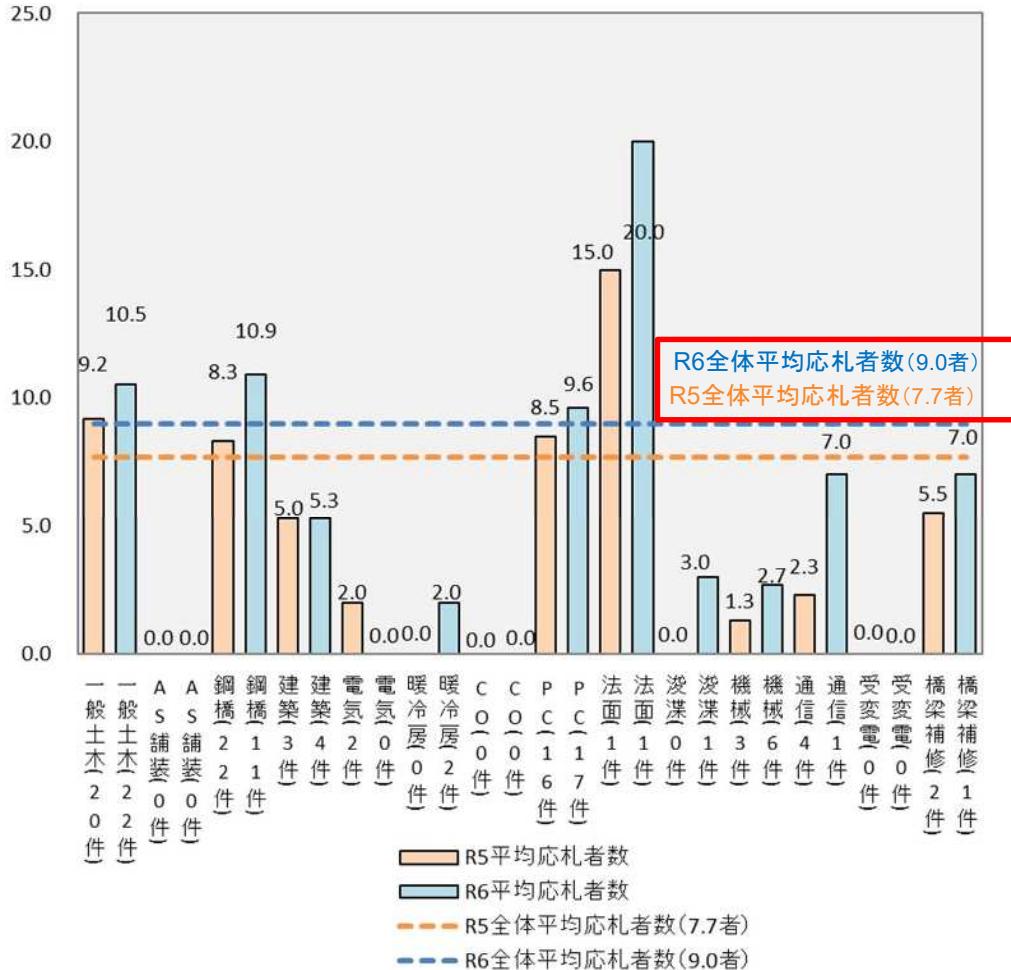
※入札無効除く

(港湾空港関係除く)

(者)

（港湾空港関係）

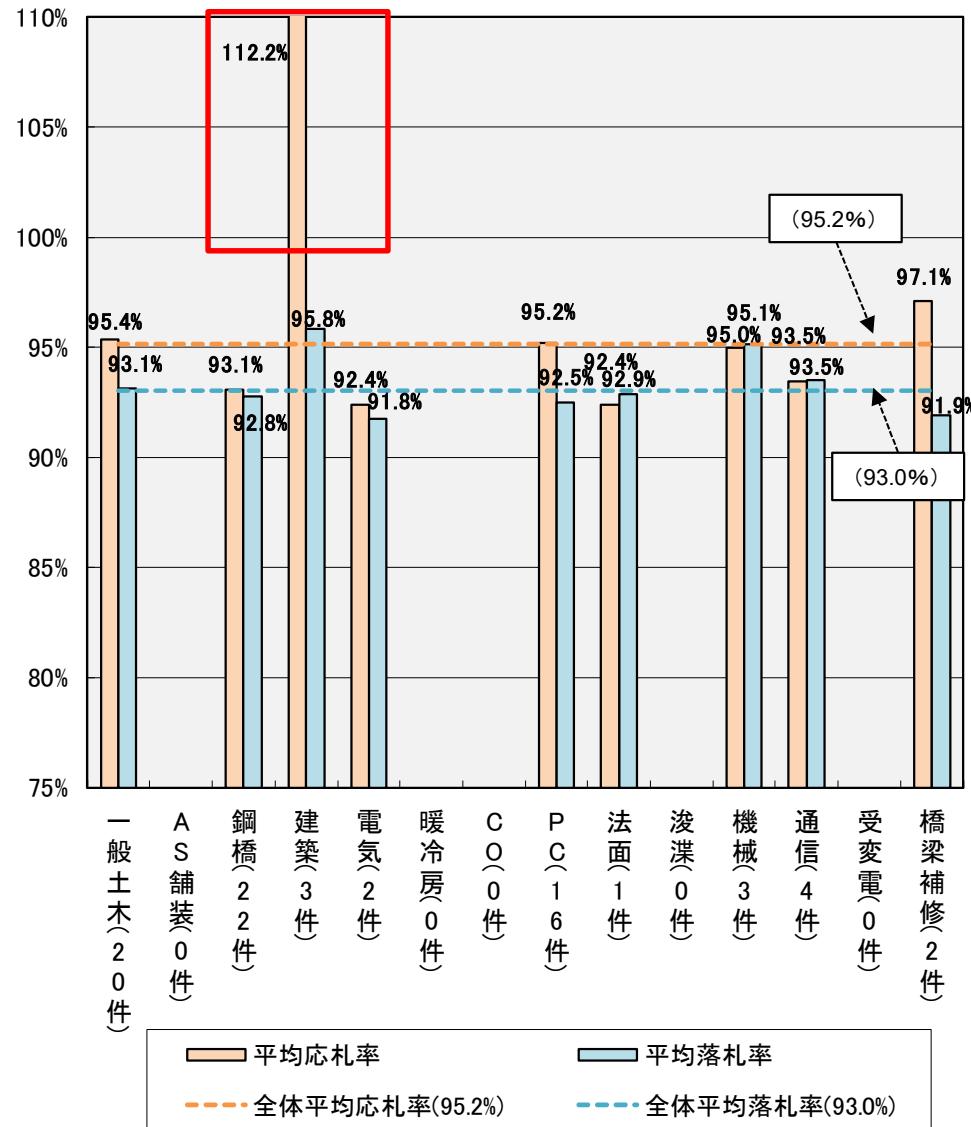
(者)



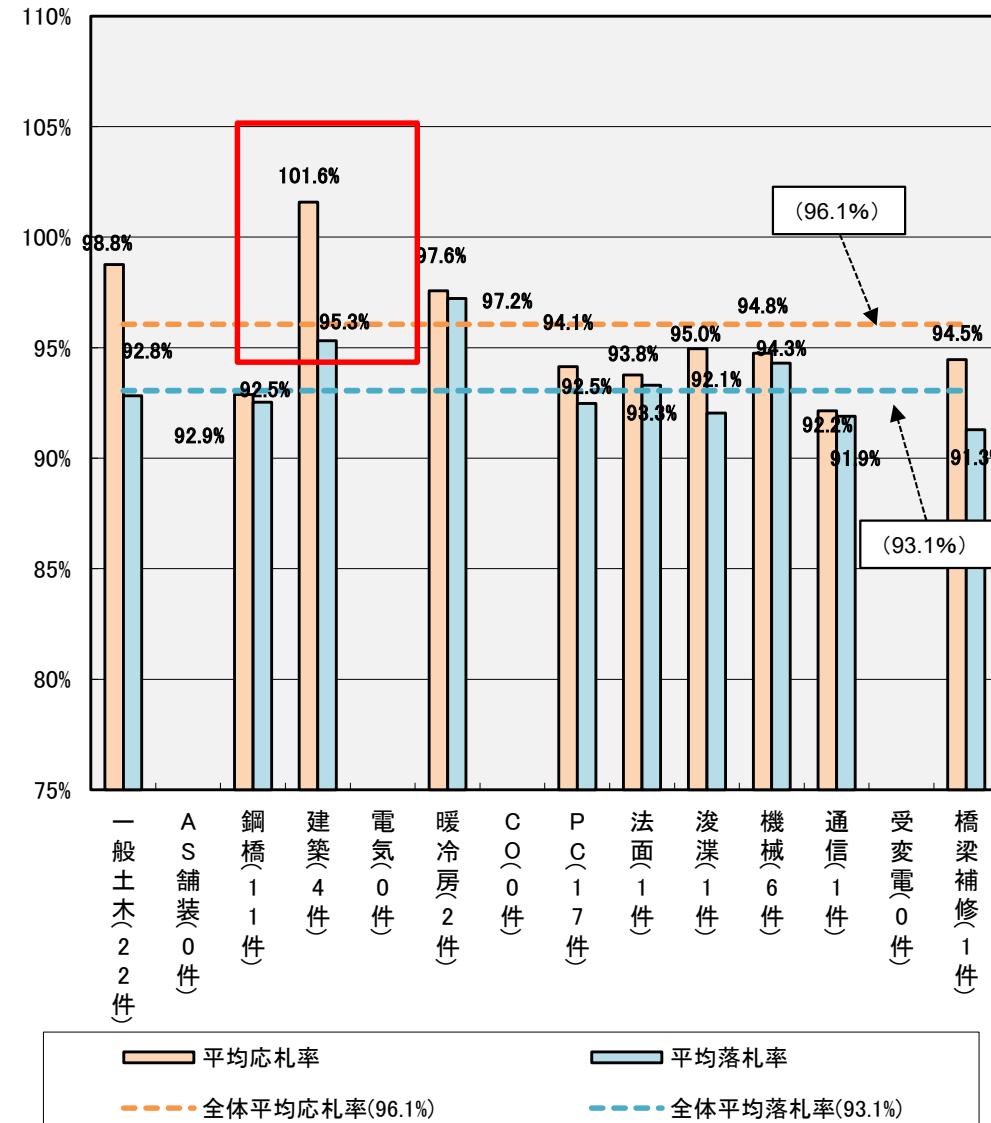
令和5・6年度 工種別の応札率、落札率(本官工事)

※入札無効除く

R5年度(港湾空港関係除く)



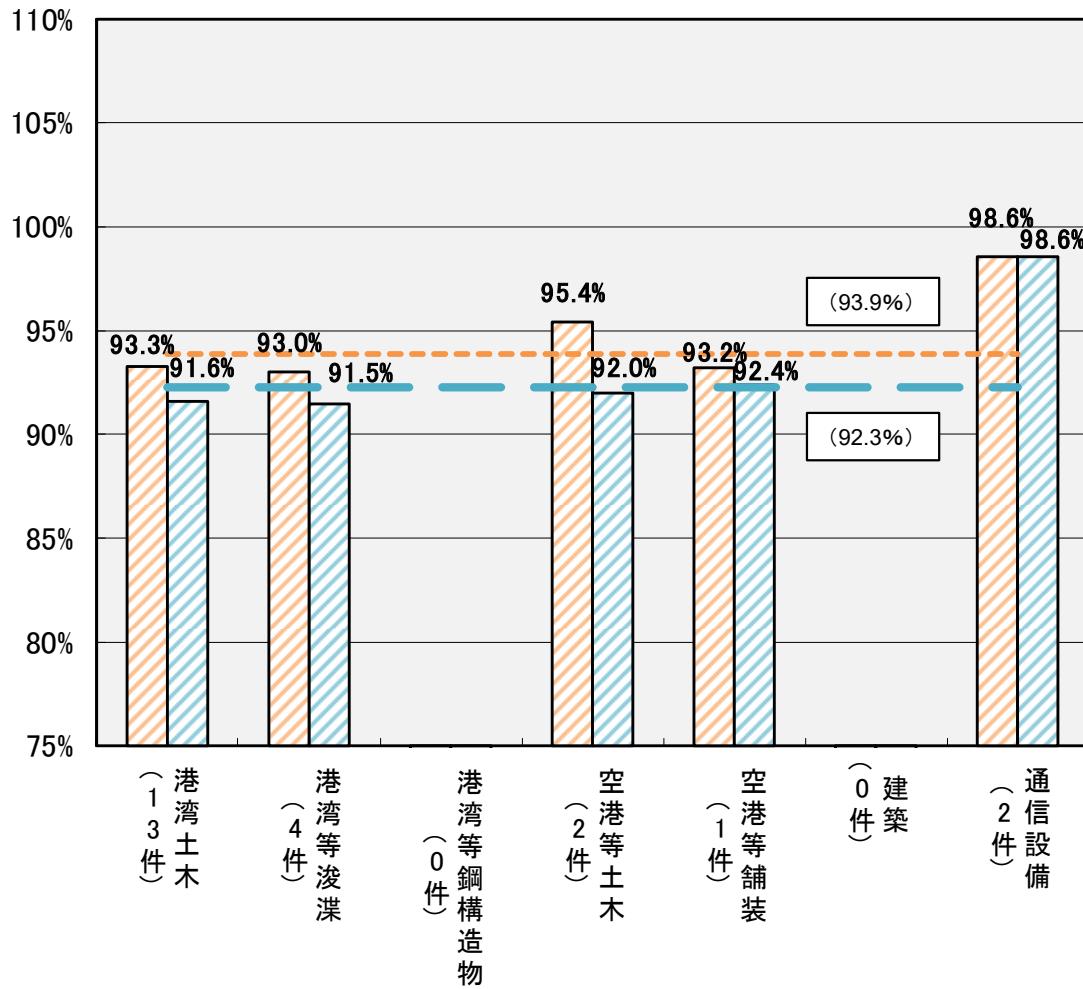
令和6年度(港湾空港関係除く)



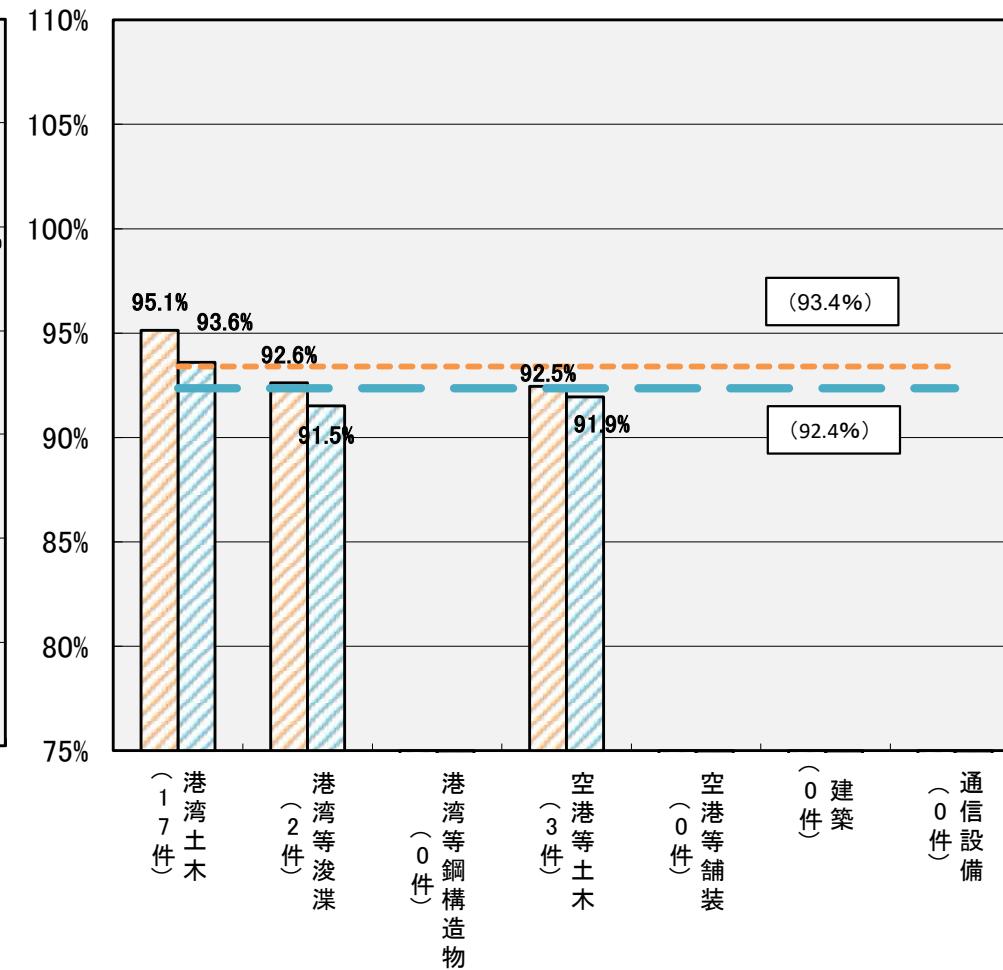
令和5・6年度 工種別の応札率、落札率(本官工事)

※入札無効除く

R5年度(港湾空港部)



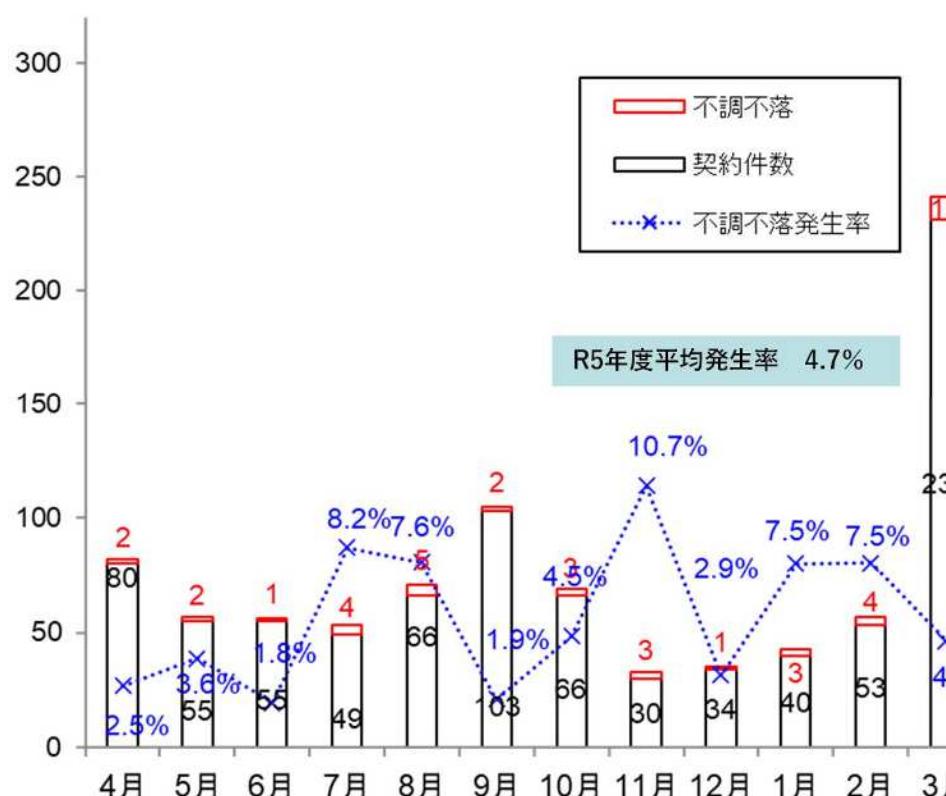
(港湾)令和6年度(港湾空港部)



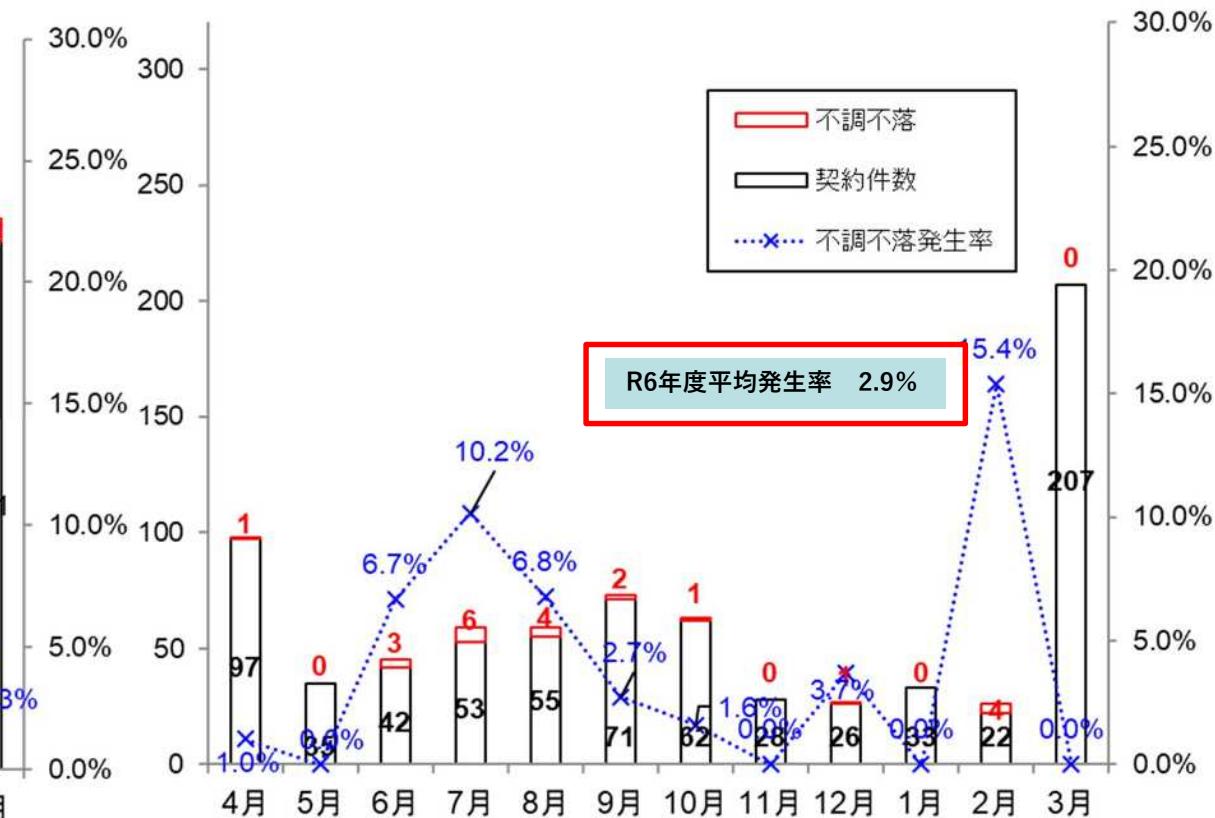
不調不落の発生状況 (R7. 3月末時点)

- 不調不落対策として、発注ロットの拡大や社会条件の厳しい工事のインセンティブ、不調随契等を実施した。
- R6年度は前年度と比較して不調不落の発生率が1.8%減少し2.9%となった。引き続き不調不落対策を継続して実施する。

■令和5年度 月別の不調不落発生状況 (港湾空港関係除く)



■令和6年度 月別の不調不落発生状況 (港湾空港関係除く)



令和6年度発注業務の実施結果について

- ・近畿地方整備局管内 業務関係実施状況
- ・プロポーザル方式
- ・総合評価落札方式

令和6年度 近畿地方整備局管内 業務関係実施状況

【港湾空港関係除く】

・業務種別、契約方式別契約済み業務件数

業務種別	公募型 プロポーザル 方式		簡易公募型 プロポーザル 方式		標準 プロポーザル		公募型競争入札 (総合評価 落札方式)		簡易公募型 競争入札 (総合評価 落札方式)		一般競争 (総合評価)		簡易公募型 競争入札 (価格競争)		通常指名 競争入札		総計		
	本官	分任官	本官	分任官	本官	分任官	本官	分任官	本官	分任官	本官	分任官	本官	分任官	本官	分任官	本官	分任官	
土木関係建設コンサルタント業務	1	2	16	223	0	1	0	1	10	251	8	300	0	1	0	12	35	791	
測量	0	0	1	2	0	0	0	0	0	51	0	20	0	0	0	0	14	1	87
地質調査業務	0	0	0	3	0	0	0	0	0	49	0	0	0	0	0	0	6	0	58
補償コンサルタント業務	0	0	0	0	0	0	0	0	2	54	0	2	0	4	0	13	2	73	
建築関係建設コンサルタント業務	1	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	11	10	14
総計	2	2	19	231	0	1	0	1	12	405	8	322	0	5	7	56	48	1,023	
下段:()内は令和5年度実績	(2)	(2)	(24)	(254)	(0)	(2)	(0)	(1)	(12)	(437)	(8)	(360)	(0)	(2)	(11)	(68)	(57)	(1126)	

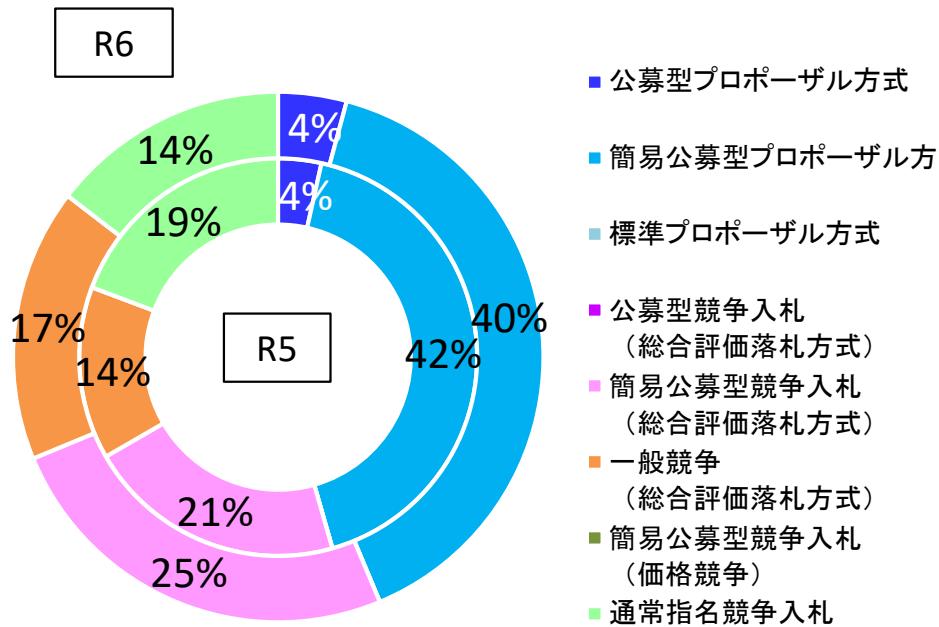
【港湾空港関係】

・業務種別、契約方式別契約済み業務件数

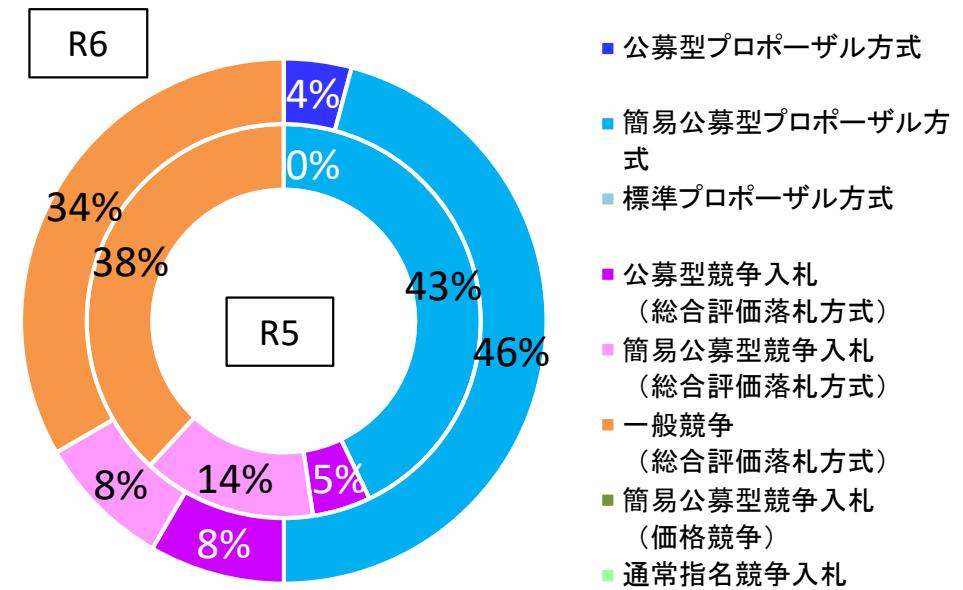
業務種別	公募型 プロポーザル 方式		簡易公募型 プロポーザル 方式		標準 プロポーザル		公募型競争入札 (総合評価 落札方式)		簡易公募型 競争入札 (総合評価 落札方式)		一般競争 (総合評価)		簡易公募型 競争入札 (価格競争)		通常指名 競争入札		総計	
	本官	分任官	本官	分任官	本官	分任官	本官	分任官	本官	分任官	本官	分任官	本官	分任官	本官	分任官	本官	分任官
建設コンサルタント等業務	0	0	10	20	0	0	2	0	2	22	8	2	0	0	0	0	22	44
測量・調査業務	1	0	1	0	0	0	0	0	0	32	0	0	0	0	0	0	2	32
総計	1	0	11	20	0	0	2	0	2	54	8	2	0	0	0	0	24	76
下段:()内は令和5年度実績	(0)	(0)	(9)	(21)	(0)	(0)	(1)	(2)	(3)	(58)	(8)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(21)	(82)

■令和5年度、令和6年度業務件数(本官業務)

(港湾空港関係除く)

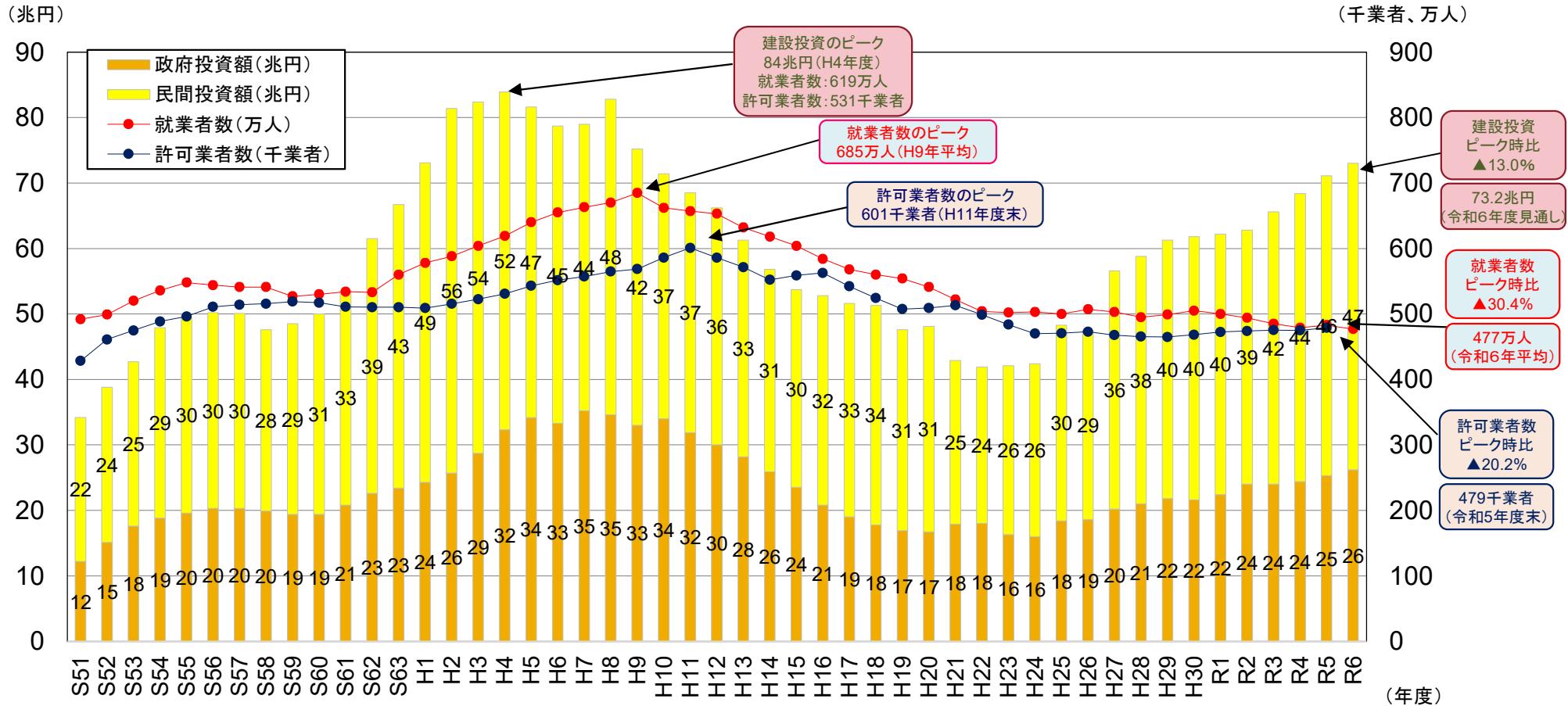


(港湾空港関係)



建設業をとりまく最近の話題

- 建設投資額はピーク時の平成4年度:約84兆円から平成22年度:約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和6年度は約73兆円となる見通し(ピーク時から約13%減)。
- 建設業者数(令和5年度末)は約48万業者で、ピーク時(平成11年度末)から約20%減。
- 建設業就業者数(令和6年平均)は477万人で、ピーク時(平成9年平均)から約30%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和3年度(2021年度)まで実績、令和4年度(2022年度)・令和5年度(2023年度)は見込み、令和6年度(2024年度)は見通し

※平成27年度の建設投資額から建築補修(改装・改修)投資額を新たに計上している

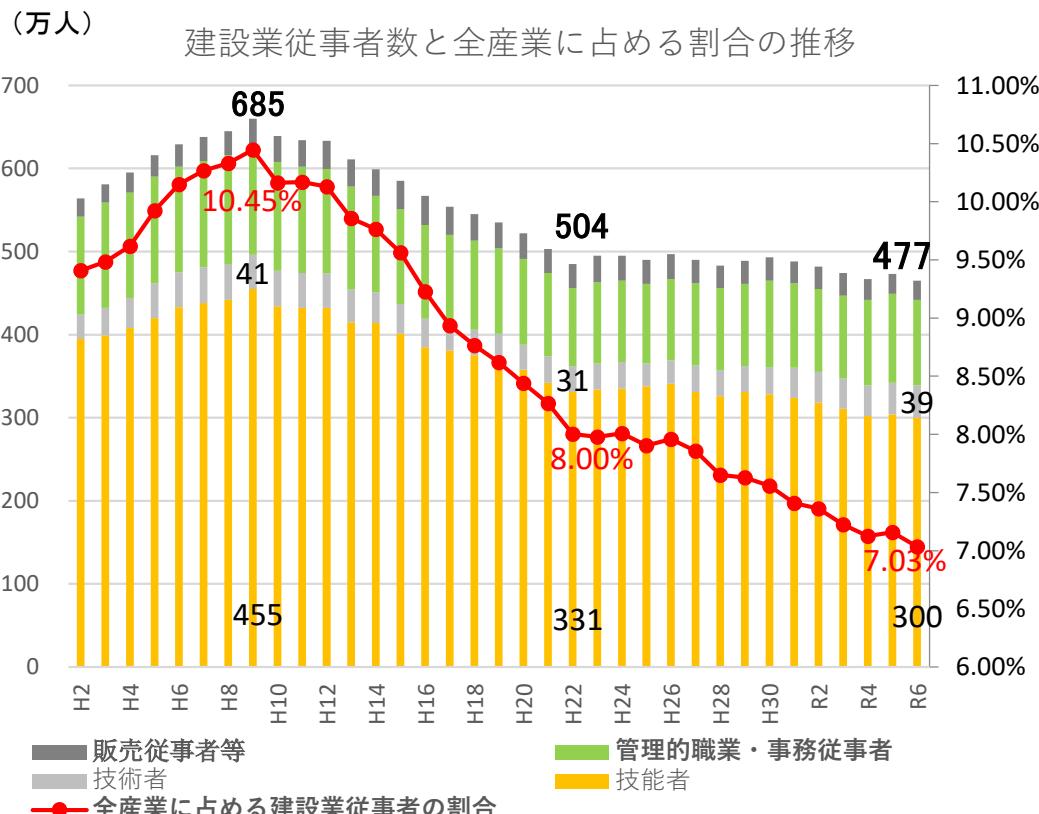
注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

技能者等の推移

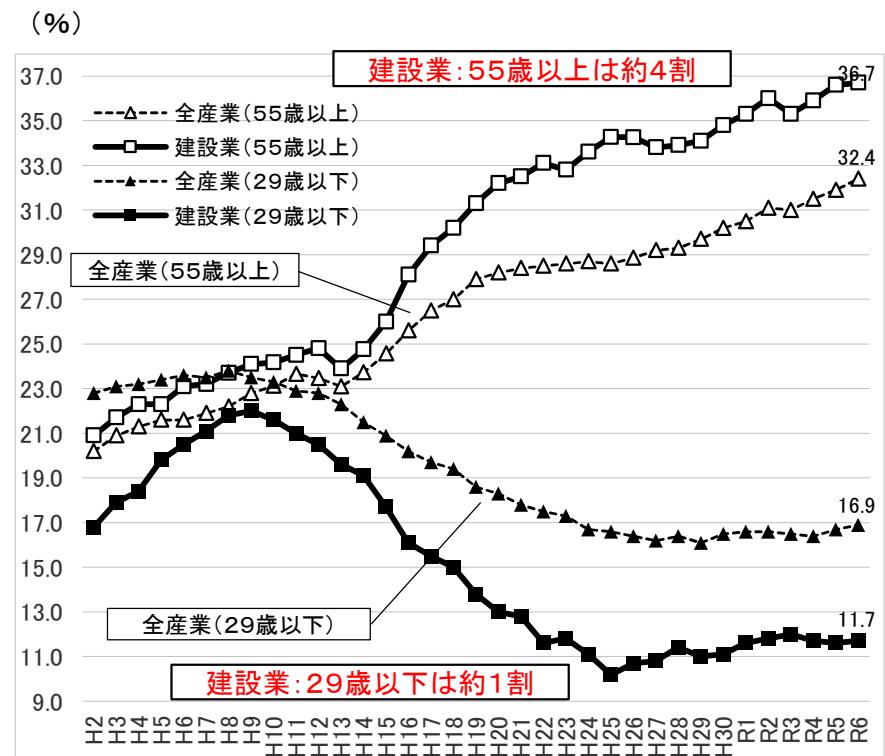
＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

- 建設業就業者: 685万人(H9) → 504万人(H22) → 477万人(R6)
- 技術者 : 41万人(H9) → 31万人(H22) → 39万人(R6)
- 技能者 : 455万人(H9) → 331万人(H22) → 300万人(R6)



建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が36.7%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。



出典: 総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1

出典: 総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1※2

(※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

- 令和4年4月以降の契約案件を対象に「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」を開始。令和6年度は、617件の工事で実施。
- 競争参加企業691社のうち544社(約79%)、が賃上げを表明している。

	件数・社数
工事件数	617件
うち、賃上げ表明者が落札した件数	556件 (約90%)
競争参加企業数	691社
うち、賃上げ表明企業数	544社 (約79%)

●令和6年度契約工事の賃上げ表明の状況について

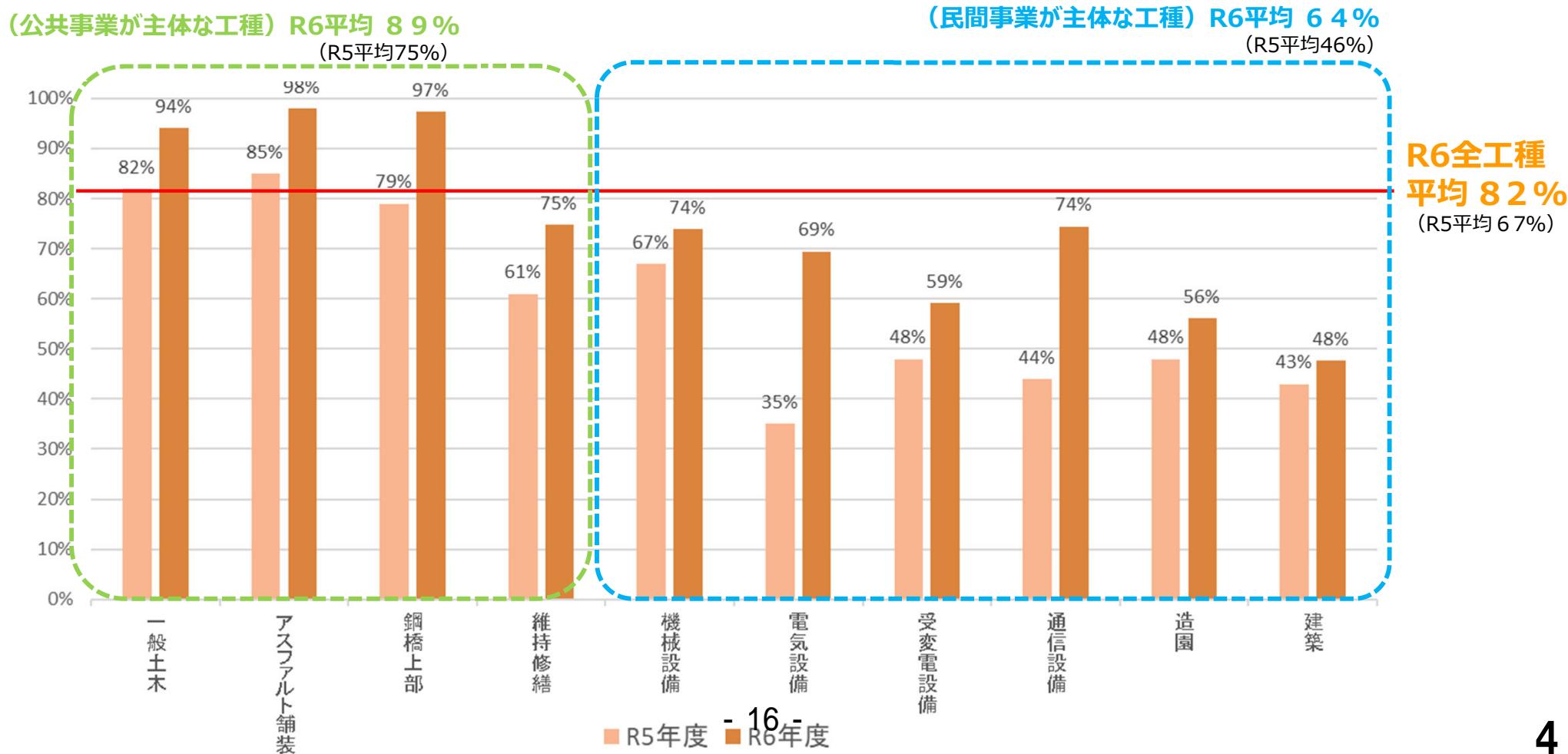
○全工種平均 約82%の賃上げ表明率に対し、

・表明率の高い工種：一般土木(94%)、アスファルト舗装(98%)、鋼橋上部(97%)

・表明率の低い工種：機械設備(74%)、電気設備(69%)、通信設備(74%)、

○公共需要の占める割合が高いと想定される工種は総じて表明率が高い(平均約89%)

○比較的民間需要の割合が高いと想定される工種は、表明率が低い傾向(平均約64%)



- 令和4年4月以降の契約案件を対象に「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」を開始。令和6年度には737件の業務で実施。
- 競争参加企業255社のうち215社(84%)、が賃上げを表明している。

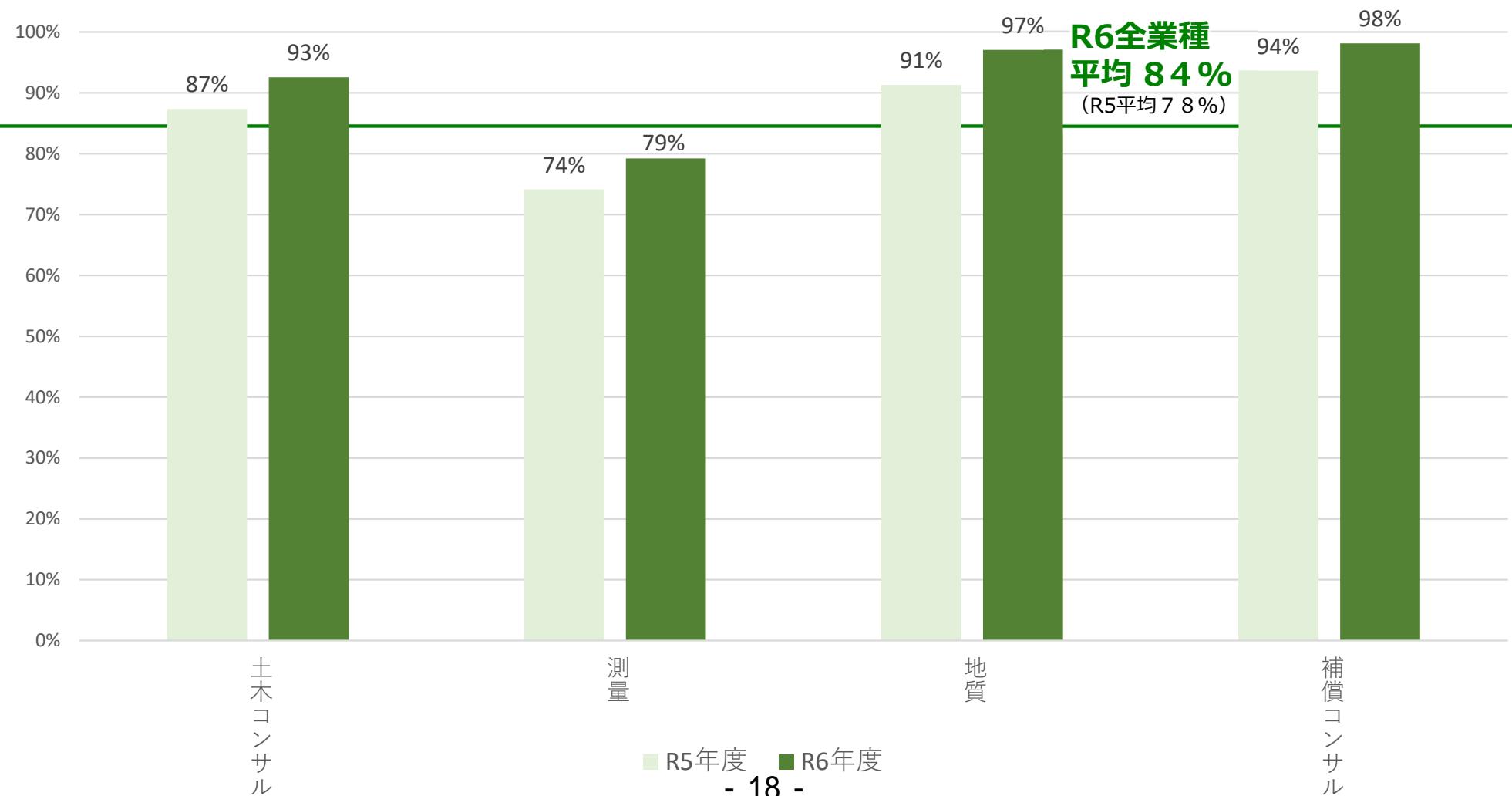
件数・者数	
業務件数	737件
うち、賃上げ表明者が落札した件数	725件 (約98%)
競争参加企業数	255社
うち、賃上げ表明企業数	215社 (約84%)

○令和6年度は、全ての業種において、令和5年度より賃上げを表明し競争参加している企業が増加している。

○測量業務は、他の業種と比較し表明率が低いものの堅調に推移している。

※令和5年度表明率については精査の結果見直し(令和7年6月時点)

業種別 賃上げ表明率 (企業数)



インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

担い手確保	待遇改善	議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
	価格転嫁 (労務費への しわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> ●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた待遇 ●多様な人材の雇用管理の改善 <ul style="list-style-type: none"> ●スライド条項の適切な活用 (変更契約) 	<ul style="list-style-type: none"> ●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による待遇確保 <ul style="list-style-type: none"> ●資材高騰分等の転嫁円滑化 <ul style="list-style-type: none"> - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ●休日確保の促進 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】 	<ul style="list-style-type: none"> ●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
	生産性 向上	<ul style="list-style-type: none"> ● I C T 活用 (データ活用・データ引継ぎ) ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● I C T 指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
	地域 建設業等 の維持	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化 (J V方式・労災保険加入) 	<p>(参考)</p> <p>◇公共工事品質確保法等の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進 (トップアップ) ・誘導的手法 (理念、責務規定) <p>◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間工事を含め最低ルールの底上げ (ボトムアップ) ・規制的手法など
地域における 対応力強化	公共発注 体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】 	

運用指針とは:品確法第24条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて国が作成

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

1. 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

- 週休2日の質の向上 【第3条9項、第8条2,3項】
- 施工時期、履行期間の平準化に係る関係部局連携 【第30条】
- スライド条項の設定と基準の作成(工事) 【第7条1項13号】
- 学校と民間事業者間の連携の促進等(国・地方公共団体) 【第26条】
- 国民の关心と理解を深めるための広報活動(国・地方公共団体) 【第31条】

2. 地域建設業等の維持に向けた環境整備

- 地域の実情を踏まえ、担い手の育成・確保に資するよう競争参加資格等を設定 【第7条1項7号】
- 技術力ある企業と地域企業との連携による技術普及 【第7条1項8号】
- 受注者になろうとする者が極めて限られている場合における競争が存在しないことの確認による契約方式(参加者確認型随意契約方式)の活用 【第21条】
- (災害対応)**
- 公共工事の目的物の整備、管理等に豊富な経験、知識を有する者による被災状況の迅速な把握等 【第7条6項】
- 技術力ある企業と地域企業のJVを活用した迅速な復旧復興 【第7条1項9号】
- 災害協定に基づく工事における労災保険契約の保険料の予定価格への反映 【第7条1項1号】

3. 新技術の活用等による生産性向上

- 情報通信技術を活用したデータの適切な引継ぎ 【第3条13項】
- 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化等の要素も考慮した総合的に価値が最も高い資材等の採用 【第7条1項2,6号】 【第3条6項、第29条】
- 技術開発の推進(国) 【第28条2項】
- 研究開発を委託する際の知的財産権への配慮(国)

4. 公共工事等の発注体制の強化

- 維持管理を広域的に行う連携体制の構築 【第7条7項】
- 地方公共団体を支援するための講習会等の開催(国・都道府県) 【第22条5項】
- 発注関係事務の適切な実施に係る発注者への助言(国) 【第23条】

運用指針 改正のポイント

品確法の改正を踏まえ、下記のポイントを中心に、近年の取組状況を鑑みて改正骨子案を作成

- ・**担い手の確保のための働き方改革・処遇改善**
- ・**新技術の活用等による生産性向上**

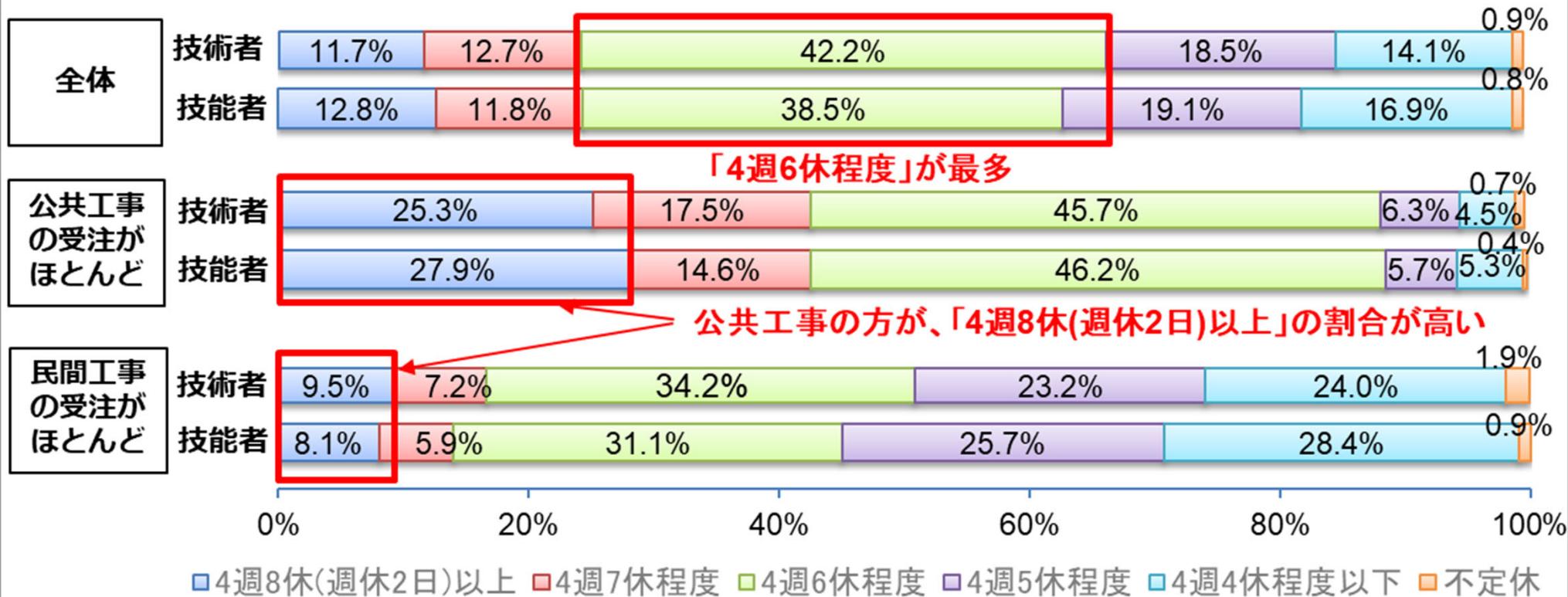
- ・**地域建設業等の維持に向けた環境整備**
- ・**公共工事等の発注体制の強化**

全体の構成

I. 本指針の位置付け	III. 灾害時における対応	IV. 多様な入札契約方式の選択・活用
II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項		
1 工事 1-1 工事発注準備段階 1-2 工事入札契約段階 1-3 工事施工段階 1-4 工事完成後 1-5 その他	1 工事 1-1 災害時における入札契約方式の選定 1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置 (1)確実な施工確保、不調・不落対策 (2)発注関係事務の効率化 (3)災害復旧・復興工事の担い手の確保 (4)迅速な事業執行 (5)早期の災害復旧・復興に向けた取組	1 工事 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点 1-2 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した 入札契約方式の活用の例
2 測量、調査及び設計 2-1 業務発注準備段階 2-2 業務入札契約段階 2-3 業務履行段階 2-4 業務完了後 2-5 その他	2 測量、調査及び設計 2-1 災害時における入札契約方式の選定 2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置 (1)確実な履行確保、不調・不落対策 (2)発注関係事務の効率化 (3)迅速な事業執行 (4)早期の 災害 復旧・復興に向けた取組	2 測量、調査及び設計 2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点 2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に配慮した 入札契約方式の活用の例
3 発注体制の強化等 3-1 発注体制の整備等 3-2 発注者間の連携強化	V. 技術開発の推進及び新技術等の活用	
	VI. その他配慮すべき事項	
	1 受注者等の責務 2 担い手の中長期的な育成及び確保に向けた取組	
	3 その他	

- 建設工事全体では技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができない場合が多い。

建設業における平均的な休日の取得状況



出典:国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」
(令和5年5月31日公表)

近畿地方整備局管内で実施

建設業のさらなる働き方改革推進のため

建設現場一斉閉所

※ 災害復旧工事や維持工事、工期の短い工事、現場条件等で制約のある工事等を除きます。

令和6年6月より

毎月第2・第4土曜日

**近畿地方整備局管内の
公共工事を一斉にお休みします**

労働者のワーク・ライフ・バランスの改善、また、将来の担い手を確
保するためにも休日を増やし、より働きやすい環境をつくるため、取り
組みます。



令和7年4月より実施機関を拡大します

■取り組み中の機関

- 近畿ブロック発注者協議会 実施機関：【近畿地方整備局／福井県／滋賀県／京都府／大阪府／兵庫県／奈良県／和歌山県／京都市／大阪市／堺市／神戸市】

■新たに取り組みを始める機関

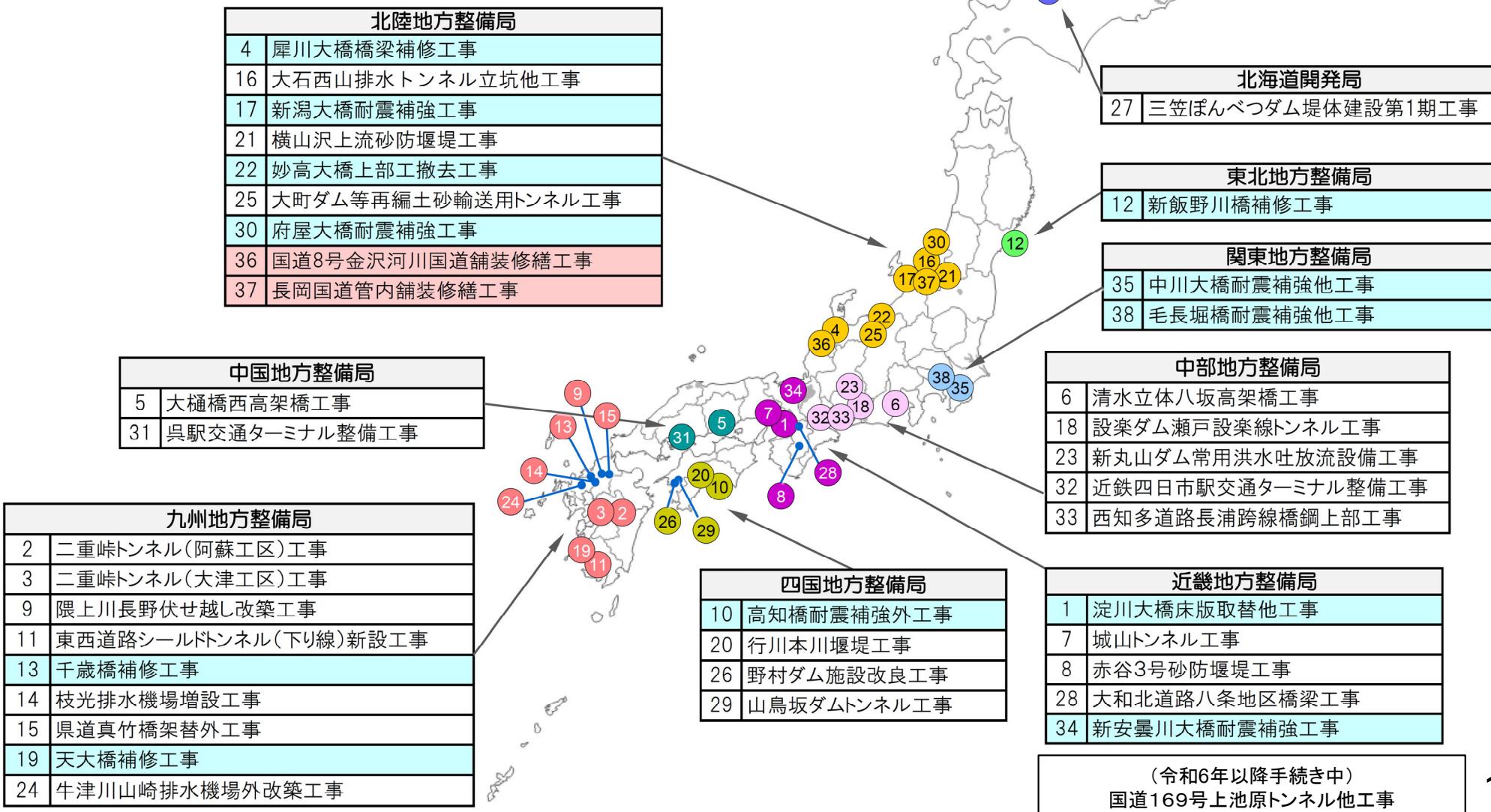
※ 新たな実施機関の内、一部の機関では一部工事で試行的に実施します。

- 近畿ブロック発注者協議会 実施機関：【海上保安庁 第五管区海上保安本部／海上保安庁 第八管区海上保安本部／環境省 近畿地方環境事務所／財務省 大阪国税局／警察庁 近畿管区警察局／独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社／西日本高速道路株式会社 関西支社／阪神高速道路株式会社／新関西国際空港株式会社／独立行政法人国立文化財機構 京都国立博物館／独立行政法人国立文化財機構 奈良国立博物館／独立行政法人国立美術館 京都国立近代美術館／独立行政法人国立美術館 国立国際美術館／独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所／独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 北陸新幹線建設局／国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構／日本下水道事業団 近畿総合事務所】
- 福井県地域発注者協議会 実施機関：【敦賀市／小浜市／大野市／鯖江市／あわら市／越前市／坂井市／永平寺町／池田町／南越前町／越前町／美浜町／高浜町／おおい町】
- 滋賀県地域発注者協議会 実施機関：【大津市／彦根市／長浜市／近江八幡市／草津市／守山市／栗東市／甲賀市／野洲市／高島市／東近江市／竜王町／多賀町】
- 京都府地域発注者協議会 実施機関：【福知山市／舞鶴市／綾部市／宇治市／向日市／八幡市／京田辺市／南丹市／久御山町／井手町／笠置町／南山城村／京丹波町／伊根町】
- 大阪府地域発注者協議会 実施機関：【豊中市／吹田市／八尾市／門真市／東大阪市】
- 兵庫県地域発注者協議会 実施機関：【姫路市／伊丹市／豊岡市／加古川市／西脇市／宝塚市／加西市／養父市／丹波市／朝来市／淡路市／宍粟市／多可町／神河町／太子町／新温泉町】
- 奈良県地域発注者協議会 実施機関：【大和高田市／桜井市／五條市／生駒市／河合町／吉野町／下市町／黒滝村／天川村／下北山村／上北山村／川上村】
- 和歌山県地域発注者協議会 実施機関：【和歌山市】

- 国土交通省直轄の38工事に適用(令和6年3月末)
- 沖縄を除く全地整で適用
- 維持修繕工事(耐震補強・解体等含む)は 14件

橋梁維持修繕工事(耐震補強・解体等含む)

舗装修繕工事



全国調査では、以下のような課題を抽出。短期・中長期の二段階に分けたECIガイドラインの改定が検討され、水色着色の3項目へ対応したガイドライン改定を実施。

分類	小分類	主な意見	対応方針
工期・工費	技術協力期間(設計期間)が短い	・技術協力業務の期間が短い場合、関係者との協議さえ整えば抜本的な解決ができると想定した場合においても、その提案を取り下げざるを得ないケースがある	③GL以外での対応
	技術協力業務費用の受発注者間に おける乖離	・技術協力業務の契約額は500万だが、実際はその10倍はかかっている	②GL改定検討(長期)
	見積もり価格の妥当性の判断が難し い	・一社見積りの妥当性の考え方を欲しい(発注者) ・参考額と施工者の見積金額が大幅に乖離していた(発注者) ・技術提案のスクリーニングを行わず、提案内容のスペックそのまままで採用した可能性がある(発注者)	②GL改定検討(長期)
	入札説明書の概算工事費 記載の幅について	・調査、検討を経て、工事契約金額が大きく変更される可能性や、参加者からより良い提案を促すためにも入札説明書の概算工事費は、ある程度の幅を持たせた記載にして欲しい	④対応困難
分担業務等方の リスク分担(契約額の変更の考え方)	適切な変更対応	・契約図書では、18条、19条、20条で変更事項が定められているものの、優先交渉権者という立場上、なかなか変更できない	③GL以外での対応
	リスク分担(発注者・設計者・優先交渉者)を明確にしていただきたい		②GL改定検討(長期)
ガイドライン改定(今回) 受発注手続の負担	技術提案・交渉方式の有効性が活か されない場合がある	・技術提案・交渉方式の活用拡大に向け、ECIに向く適用工事内容を示して欲しい ・関係機関協議が十分に整っておらず、技術提案・交渉方式のメリットを活かしきれていない	①GL改定対応検討 (今回)
	受注前の負荷大	・技術提案評価テーマの範囲を絞ってほしい ・工期短縮と工費縮減の両方を求める技術提案テーマ設定はやめてほしい	①GL改定対応検討 (今回)
	配置予定技術者要件に設定されてい ない工種への変更の対応	・設計期間中の工法変更等により、公示時点で設定していた配置技術者要件に合致しない場合の取り扱いを明記してほしい	①GL改定対応検討 (今回)
	発注手続きの負荷大	・専門部会立ち上げや各審議等、準備等の手続きが負担	②GL改定検討(長期)
	技術提案書の提出期間	・構造変更等が可能な提案については構造計算等が必要となるため、公告から技術提案の提出まで2か月以上として欲しい ・技術提案書の分量については、目安の例示し、1テーマ当たりの提案数や、書類の提出枚数を削減していただきたい	②GL改定検討(長期)
	参考額に関する負担	・参考額に基づく技術提案及び見積書の再提出は、作業及び期間の両面での負担が大きくなるため、削除して欲しい。 ・下り線の工費をもとに参考額を計算したが、週休二日の補正と落札率の割戻がなく参考金額が少なかった(発注者) ・参考額の設定根拠は不明であった(施工者)	②GL改定検討(長期)
	評価項目の重複について	・個別課題に記載した内容と理解度に関する記載が重複しがちであり、求める内容が異なるのであればその旨を明確にしてほしい	②GL改定検討(長期)
	技術協力業務の設計図書作成の通 知までの期間	優先交渉権選定通知から技術協力業務の設計図書作成に至るまでの期間は、工事ごとに異なると思われるが、概ねの期間を目 安として明示願いたい。対応物件では設計条件が未確定のまま着手したため、1か月程度では不足であった	②GL改定検討(長期)
	技術提案書作成に必要な資料の公表	技術提案書作成に必要な資料は早目に公表していただきたい(公表時期の明示)	③GL以外での対応
	改善技術提案について	・ヒアリング後に必ず改善提案書を提出できるようにして欲しい(受発注者の考え方の違いを確認することでより良い提案ができる)	③GL以外での対応
	公告時期を明確化	公告時期を明確に示していただきたい	③GL以外での対応

- 受発注者・建設業団体から出た課題より、今回のガイドライン改定に反映させる項目を以下に示す
- 令和2年度の改正後以降に把握した主要意見と照らし合わせ、対応案(改定案)を提案する

分類	小分類	主な意見(課題)	ヒア	アンケ	建設業団体	対応案
受発注手続の負担等	技術提案・交渉方式の有効性が活かされない場合がある	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案・交渉方式の活用拡大に向け、ECIに向く適用工事内容を示して欲しい。 ・関係機関協議が十分に整っておらず、技術提案・交渉方式のメリットを活かしきれていない 	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	①
	受注前の負荷大	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案評価テーマの範囲を絞ってほしい ・工期短縮と工費縮減の両方を求める技術提案テーマ設定はやめてほしい 	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	②
	配置予定技術者要件に設定されていない工種への変更の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・設計期間中の工法変更等により、公示時点で設定していた配置技術者要件に合致しない場合の取り扱いを明記してほしい 	<input type="radio"/>			③

運用ガイドライン改定(R2.1)後の主要意見(受発注者)と対応案(改定案)

手続き段階	小分類	主な意見(課題)	対応案
適用検討期間	技術提案・交渉方式の有効性が活かされない場合がある	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案・交渉方式の活用拡大に向け、ECIに向く適用工事内容を示して欲しい。 ・関係機関協議が十分に整っておらず、技術提案・交渉方式のメリットを活かしきれていない 	<p>【対応案①】 適用にあたっての留意点の明記、適用工事例の拡充</p>
手続期間	受注前の負荷大	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案評価テーマの範囲を絞ってほしい ・工期短縮と工費縮減の両方を求める技術提案テーマ設定はやめてほしい 	<p>【対応案②】 競争参加者の受注前負荷軽減</p>
設計期間	配置予定技術者要件に設定されていない工種への変更の対応		
施工期間	配置予定技術者要件に設定されていない工種への変更の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・設計期間中の工法変更等により、公示時点で設定していた配置技術者要件に合致しない場合の取り扱いを明記してほしい 	<p>【対応案③】 配置予定技術者要件に設定されていない工法等へ変更する際の取り扱いの明記</p>

○ ガイドラインの章立てと対応案関係についてを整理

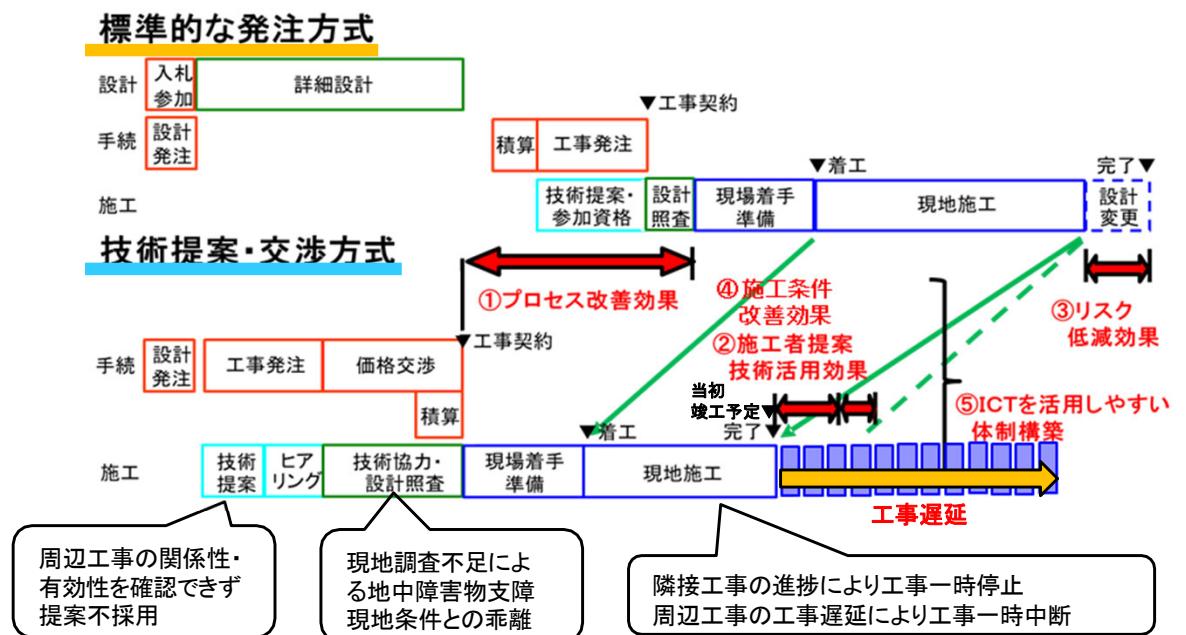
運用ガイドラインの主要改定内容(案)

章	項目名	改定検討内容(案)	【対応案①】 適用にあたっての留意点の明記、適用工事例の拡充
第1章	本ガイドラインの位置付け	改定に至る経緯、内容の更新	
第2章	技術提案・交渉方式の導入について	導入に当たっての留意点の明記や橋梁補修等の適用工事例情報追加	
第3章	「設計・施工一括タイプ」の適用		
第4章	「技術協力・施工タイプ」の適用	技術提案・交渉方式として適切なテーマの設定(工期短縮や工費縮減等を求めるこを控える)	【対応案②】 競争参加者の受注前負荷軽減
第5章	「設計交渉・施工タイプ」の適用	設計期間中の工法変更等により、当初求めた配置技術者要件に合致しない懸念。幅広に要件を設定するともに、変更が生じる場合は変更となった工法等の経験を有する者に交代して配置する旨を公示資料に記載することを明記	【対応案③】 配置予定技術者要件に設定されていない工法等へ変更する際の取り扱いの明記
第6章	技術提案・交渉方式の結果の公表	—	
第7章	技術提案・交渉方式の実施事例	最新事例を追加し、ガイドライン本体とは別冊にてとりまとめ	

【対応案①】⇒技術提案・交渉方式の有効性が活かされない場合がある [ヒア][建団体]

- 周辺工事の影響や調整不足、技術協力業務時の調査不足により、工事一時中断、工期遅延、工法の再検討
⇒ECI方式のメリットを活かすことができない場合がある

工事種別	事例
橋梁工事	・技術協力業務期間が十分に取れず現地調査の際に把握できなかつたため、施工中に埋設物と干渉 ⇒工事一時中断、工法の再検討(設計変更)、工事費増額
トンネル工事	・隣接工区の工事の遅れにより、一部施工着手ができず工期延伸
ダム設備工事	・本体工事との調整ができず、技術提案の有効性を確認できなかつたため、技術提案不採用 ・技術協力期間中に本体工事と協議ができず、具体的な施工計画の立案ができなかつた ・本体工事の進捗の遅れや工程の見通しが立たず、工事一時中断
橋梁工事	・技術協力業務期間が短いことで、現地状況を細かく把握できないまま技術提案内容をそのまま具現化するだけ(積算などに反映)にとどまる⇒施工計画と現場条件の乖離



- ・技術協力業務期間中に十分な現地調査が実施されないと工事着手後に現場条件の乖離や支障物の確認から、工事の中断や施工計画の見直しが発生する可能性がある(S型と変わらない)
- ・周辺工事との協議・調整が実施できないと、具体的な施工計画の立案がない
- ・周辺工事の影響により施工不可になる可能性もある

- 技術提案・交渉方式の工事事例も蓄積されており、10億円以下の工事や橋梁補修等の工事でも適用がされている状況
- それらの知見等について、適用例として記載することで、発注者が技術提案・交渉方式を適用拡大することを期待

2.3 技術提案・交渉方式の導入検討時期

技術提案・交渉方式は、設計段階から施工者（優先交渉権者）が関与し、設計に施工者の知見を反映する方式のため、技術提案・交渉方式の導入を詳細設計完了後に検討した場合、設計に施工者の知見を反映できる範囲が限定される可能性がある。そのため、十分な検討の結果、「発注者が最適な仕様を設定できない工事」又は「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」となることが見込まれる場合、計画、調査、予備設計等の事業上流段階から技術提案・交渉方式の導入を検討し、適切なタイミングから導入する必要がある。また、実施設計、技術協力業務、工事に複数年を要する場合も多いことから、予算計画とも整合をとりながら技術提案・交渉方式の導入を検討することが必要である。

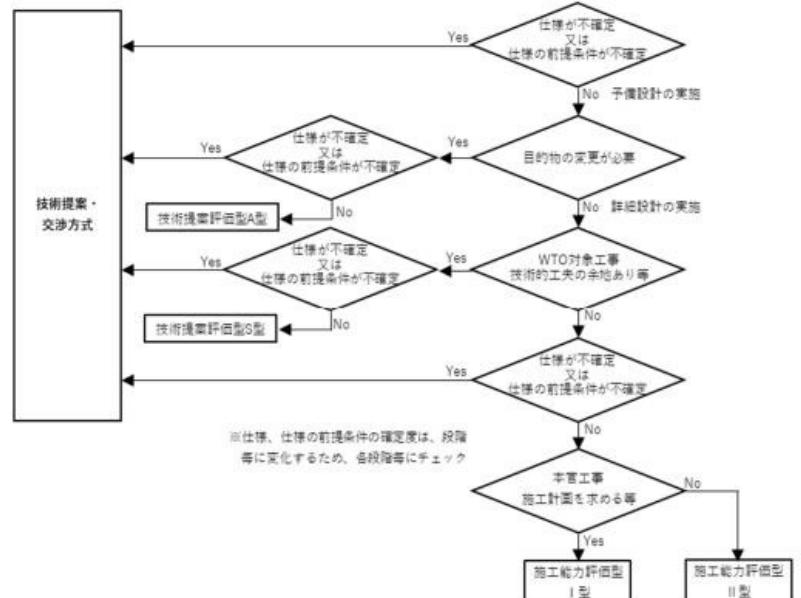


図 2-7 総合評価落札方式と技術提案・交渉方式の選定フロー

■以下の文言を追加

さらに、技術提案交渉方式を適用しても、周辺工事の進捗に左右される場合や関係機関協議が十分に整っていない場合は、技術協力業務において大幅に設計や計画が変更となる恐れがあるため、施工者の知見が十分に生かされない可能性がある。そのため、周辺工事や関係機関との協議を見据えながら、技術提案・交渉方式の導入を検討することが必要である。

【対応案②】受注前の負荷大 [ヒア][建団体]

- 受注者より技術提案テーマについて、テーマ内容によっては提案の検討・記述が多大な負担になっているとの意見あり。
- 具体的には工期短縮と工費縮減の相反する技術提案テーマの設定や検討事項が広範囲な技術提案テーマと技術提案範囲の設定等

■課題1の事例 (工期短縮と工費縮減の相反する技術提案テーマの設定)

- ・「工期短縮」と「コスト縮減」「経済性」を同時に求める技術提案テーマを設定
- ・「工期短縮」では具体的な施工日数、「経済性」では具体的な工事費の記載を求めて評価



相反する技術提案テーマの設定により、競争参加者の負荷大

■課題2の事例 (検討事項が広範囲な技術提案テーマと技術提案範囲の設定)

- ・ほとんどの作業で交通規制が必要な工事において、「交通規制期間の短縮」を技術提案テーマに設定
技術提案の範囲には、工事に含まれるほぼ全ての工種を指定



検討事項が広範囲な技術提案テーマと技術提案範囲の設定により、競争参加者の負荷大

- 現行ガイドラインでは技術提案に関する評価項目の例として工期の短縮やコスト縮減などについて記載
- 改正ガイドラインでは上記旨の記載を削除し、留意点を記載

■課題1：工期短縮と工費縮減の相反する技術提案テーマの設定

づけ、不測の事態の想定、対応力等についても評価することとなる。また、価格等の交渉を通じて確定した仕様に対して、履行義務が求められることとなる。表4-7に技術提案に関する評価項目の例、表4-8に技術提案に関する評価基準の例を示す。

表4-7 技術提案に関する評価項目の例

分類	評価項目
理解度	業務目的、現地条件、与条件に対する理解 提案内容の適用上の課題、不確定要素に対する理解 技術提案・交渉方式に対する理解
主たる事業課題に対する提案能力	課題解決に有効な工法等の提案能力 現道交通への影響の最小化に有効な工法等の提案能力 周辺住民の生活環境の維持に有効な工法等の提案能力 貴重種への影響の最小化に有効な工法等の提案能力 地下水、土質・地質条件を踏まえた工法等の提案能力 地下埋設物、近接構造物の安全、防護上有効な工法等の提案能力 施工ヤード等の制約条件を踏まえた工法等の提案能力 地滑り・法面崩落に対して有効な工法等の提案能力 構造体としての安全性を確保する工法等の提案能力 施工期間の短縮 ^{※1} に有効な工法等の提案能力 コスト縮減 ^{※1} に有効な工法等の提案能力 有効な補修工法等の提案能力 裏付け 提案内容の類似実績等による裏づけ
損傷状況に関する所見（補修工事）	損傷状況・原因 損傷状況やその原因に対する所見 不可視部分 不可視部分に想定される損傷等に関する所見
不測の事態の想定、対応力	リスクの想定 不確定要素（リスク）の想定 追加調査 品質管理、安全管理、工程管理、コスト管理上有効な追加調査 管理方法 品質管理、安全管理、工程管理、コスト管理に有効な方法の提案能力

※ 本表は適用可能性のある評価項目を整理したものであり、具体的には最も優れた技術提案によるないと達成困難な工事目的に関する評価項目を中心に個別に設定する。

※1 工程短縮やコスト縮減の提案においては、施工方法や使用資機材の見直しなど合理的な根拠に基づき、適正な工期、施工体制等を確保することを前提とする。また、提案内容の評価においては、無理な工期、価格によって品質・安全が損なわれる、あるいは下請、労働者等に適正な支払いがなされない恐れがないよう留意する。

■以下の文言を追加

※全体工期の短縮に向けた技術提案やコスト縮減の技術提案を求めることがないよう留意する。

○現行ガイドラインでは冒頭に評価する際の留意点等を記載されているが、工事毎に技術提案テーマの求める範囲に差があり、工事によっては競争参加者の負担も過大となっている状況

■課題2：検討事項が広範囲な技術提案テーマと技術提案範囲の設定

検討事項が広範囲な技術提案テーマの設定例

■技術提案テーマ内容

■テーマ① 交通規制期間短縮に向けた提案	経済・産業を支える社会的に重要な道路であり、 規制期間を可能な限り短縮させる必要がある 。着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本工事を遂行するに当たって有効性が高い場合に優位に評価する。交通規制期間短縮日数を参考値として記載すること。
<p>⇒ 大部分の作業で交通規制が必要な工事において「交通規制期間短縮」を技術提案テーマに設定</p>	

■テーマ② 維持管理費の低減や維持管理の効率化に資する提案	床版の剥離や鉄筋露出、鋼材の腐食や亀裂など老朽化により損傷が著しい状況にある。そのため ライフサイクルコスト縮減に関する工夫 。点検・補修の効率化に資する工夫を求める必要がある。
<p>⇒ 本体構造物の大部分を占める床版と鋼材を対象にして「維持管理費の低減、維持管理の効率化」を技術提案テーマに設定</p>	

■対象工種範囲

工種	種別等	備考
工場製作工		
工場製品輸送工		
舗装工		
区画線工		
橋梁床版工		
橋梁付属物工		
橋梁補修工		
現場塗装工		
構造物撤去工		
仮設工		
共通仮設費		

⇒ ほぼ全ての工種を技術提案範囲に設定

検討事項が限定されている、課題が明確な技術提案テーマの設定例

■技術提案テーマ内容

既設上部構造に 対して本設同等 の仮受け方法及 び新設橋脚構造 物、仮受け・補 強工法に関する 提案能力	橋脚改築において、以下が考慮されている場合に優位に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> 仮受け状態における現道交通に対して安全な本設同等の仮受け方法の検討について、有効な提案がある場合。 制約条件下での新設橋脚構造物に適した仮受け構造の検討について、有効な提案がある場合。 既設上部構造(鋼析、PC析)の仮受け・補強工法の検討について、有効な提案がある場合。
--	---

⇒ 課題としている対象物が明確

- 新設橋脚構造物
- 既設上部構造
- 現道交通

⇒ 課題としている対象物の状態が明確

- 仮受け状態

⇒ 技術提案として検討する項目が限定されており明確

- 仮受け方法の検討
- 仮受け構造の検討
- 仮受け・補強工法の検討

○前頁の課題2について、改正ガイドラインでは上記の内容を反映し、以下の留意点を明記

4.3.2 技術評価項目の設定等

(1) 要求要件、設計・施工条件の設定

技術提案・交渉方式では、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、説明書等の契約図書において、発注者は、事業課題を踏まえ、施工者のどのような知見、能力を取り入れたいのか、発注者の意図を明確に示す必要がある。また、仕様の前提となる要求要件（最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値）、設計・施工条件を明示する必要がある。

技術提案に係る要求要件（最低限の要求要件及び上限値）、設計・施工条件の設定例を表4-5に示す。また、発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安（用紙サイズ、枚数等）を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないよう努めることとする。

■以下の文言を追加

競争参加者が行う技術提案の検討・資料作成、発注者が行う評価の負担が大きいことを考慮して、技術提案を求める範囲が広くなり過ぎないよう留意する。

■以下の文言を追加

価格競争を行わず、

※ 第3章と第5章も同様に改定する

参考

ガイドラインP.2 本運用ガイドラインの主要改定項目から引用

・価格競争は行わず、技術提案を定量的な事項よりも、対応方針、理解度、裏付け、不測の事態への対応力等を重視して評価するため、定量評価の競争条件の公平化を目的とした技術対話よりも、ヒアリングを重視する考え方を記載し、技術対話を省略できることとした。 既に記載済みの上記方針を参考にしてガイドライン本文にも記載する

■以下の文言に修正

価格競争を行わず、技術提案を定量的な事項、要素技術の有無、提案数よりも、主たる事業課題に対する提案能力を評価できるように技術提案の評価項目、技術提案の範囲を設定し、

4.3.3 評価項目・基準の設定例

(1) 技術提案に関する評価項目の設定例

技術提案・交渉方式は、仕様の確定が困難な工事で技術提案を求め、価格等の交渉を通じて仕様を固めていくプロセスを有する。そのため、技術提案を求める段階では、事業課題を踏まえ、施工者のどのような知見、能力を取り入れたいのか、発注者の意図を明確に示した上で、定量的な事項、要素技術の有無、提案数よりも、主たる事業課題への対応方針を中心に評価することが基本となる。その上で、工事の特性に応じて、実績等による裏づけ、不測の事態の想定、対応力等についても評価することとなる。また、価格等の交渉を通じて確定した仕様に対して、履行義務が求められることとなる。表4-7に技術提案に関する評価項目の例、表4-8に技術提案に関する評価基準の例を示す。

4.3.2 技術評価項目の設定等

(1) 要求要件、設計・施工条件の設定

技術提案・交渉方式では、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、説明書等の契約図書において、発注者は、事業課題を踏まえ、施工者のどのような知見、能力を取り入れたいのか、発注者の意図を明確に示す必要がある。また、仕様の前提となる要求要件（最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値）、設計・施工条件を明示する必要がある。

技術提案に係る要求要件（最低限の要求要件及び上限値）、設計・施工条件の設定例を表4-5に示す。また、発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安（用紙サイズ、枚数等）を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないよう努めることとする。

表 4-5 要求要件、設計・施工条件の設定例

要求要件、設計・施工条件	備考
気象・海象	○月～○月まで施工不可 提示された資料より設定
支持地盤	支持層の深さ：20m 提示されたボーリングデータより設定
	疊形：30mm 提示されたボーリングデータより設定
	地下水位：○mm 提示されたボーリングデータより設定
環境（自然）	猛禽類：○月は施工不可、上空制限高さ○m以下 提示された資料より設定
	工事排水 pH 値：8.5 以下、pH 値：7.0（上限値） 中性である pH 値 7.0 を上限値として設定
	SS 値：25mg/L 以下（生活環境の保全に関する環境基準 河川 AA 類型） SS 値：15mg/L（上限値） 提示された資料により設定
	アスファルト再生材使用量： 320t 超 当該工事期間（12 月～3 月）と同じ月の過去 3 年の平均測定値を上限として設定
地中障害物	地下鉄○○線 提示された図面より設定
地元協議	○時～○時まで施工不可 提示された図面より設定
	騒音：○○dB(A)以下 提示された資料により設定
関係機関協議	橋梁支間割：○○とする 構造物位置・寸法：○○とする （河川管理者との協議により設定しているため、 変更は不可とする。） 架空線：○○までに移設 占用物：○○までに移設 提示された図面より設定 ^{※1}
	交通規制：○時～○時まで車線規制不可 提示された資料より設定 (道路管理者、警察協議により設定しているため、 変更は不可とする。)
作業用道路・ヤード	作業用道路：○○とする ヤード：○○とする 提示された図面より設定 ^{※2}
用地の契約状況	○年○月より使用可能 提示された資料により設定 ^{※3}
処分場	処分場：○○とする 提示された資料により設定 ^{※4}

※1 移設が遅延する恐れがある場合、技術協力業務段階で遅延の影響を受けにくい工法、工程等を検討すること

※2 近隣工事の遅延等により、作業用道路・ヤードに影響が及ぶ恐れがある場合は、技術協力業務段階で影響を受けにくい工法、工程等を検討すること

※3 用地交渉が難航する恐れがある場合、技術協力業務段階で影響を受けにくい工法、工程等の検討すること

※4 ヒ素等が発生した場合の残土処理の可否、対応等について、十分留意すること

■以下の文言を追加

技術提案を求める対象とする工種や構造等を可能な限り明確にし

【対応案③】配置予定技術者要件に設定されていない工種への変更の対応 [ヒア]

- 技術提案・交渉方式適用工事について、設計業務期間中における設計の検討の結果、施工内容が当初配置予定技術者に求めた施工経験と異なる工法に変更される事例が発生。
- 同様の事例を防止すべく、ガイドラインの改定を予定

経緯と対応案

当初契約時の配置予定技術者の条件は満たしており、契約上の違反や、法令への抵触は生じていない

- 配置予定技術者は、当初の技術協力業務契約時の公告内容に示された工事の配置予定技術者の条件である「同種工事の施工経験」は有しております、契約上の違反は生じていない。
- 建設業法上は、監理技術者に求める要件は「技術者資格を有する者」以上の規定はない。
- 品確法上は、「競争に付するときは(中略)技術者の経験(中略)その他技術的能力に関する事項を審査」との記載があるが、今回のケースは随意契約であり該当しない。また、「技術者の経験」については同種・類似の設定は発注者が適切に設定するもの。

ただし、変更後の工法の経験を有していないことから、工事の品質確保・施工の確実性が担保されることが必要

- 変更後の工法の経験を有していないことから、工事の品質確保・施工の確実性が担保されることを、優先交渉権者との交渉過程において「問題なし」と判断できることが必要。
本事例においては、品質確保の観点から優先交渉権者に対し、監理技術者以外の技術者に変更後の工法の施工経験を有する者を別途配置するなど、組織として監理技術者をサポートさせることで、工事の品質確保・施工の確実性の確保を図った。
- なお、過去の技術提案・交渉方式適用工事による工法変更においては、配置予定技術者に求める経験を幅広に設定しているため、同様の事例は生じていない

■ガイドライン改定方針

- 配置予定技術者に求める経験については、技術協力業務後の変更の可能性をふまえて設定する
- 「技術協力業務による変更により、配置技術者に求めた経験と異なる工法等が採用され、配置技術者がその工法等の経験を有さない場合は、その工法等の経験を有する者を別途配置する」旨を公示資料に記載

ケース	同種工事の施工実績
本例のケース	(ア)道路橋又は鉄道橋の工事 (イ)鋼桁橋を除く鋼橋、鋼製橋脚又は鋼製主塔の製作架設工事 (ウ)基礎形式が場所打ち杭(深基礎杭除く)及び既製杭の施工実績を有すること (エ)鉄筋コンクリート構造の鏡台又は橋脚の工事の施工実績を有すること
幅広に設定したケース	(ア)橋梁補修工事 (イ)橋梁耐震補強工事 (ウ)橋梁新設上部工事 (エ)橋梁新設下部工事

- 工事着手前の設計期間中の工法等の変更により、当初公告時に配置技術者に求めた経験と大幅に異なる工法等が採用され、配置技術者がその工法等の経験を有さない場合が考えられるため、必要に応じて要求要件を幅広に設定することに努める旨を追記。

4.3.2 技術評価項目の設定等

(2) 技術的能力の審査（競争参加資格の確認）

競争参加資格として設定されている技術的能力の審査を行う。技術的能力の審査の結果、審査基準（競争参加資格要件）を満たしていない企業には競争参加資格を認めないものとする。

1) 企業・技術者の能力等

○ 同種工事の施工実績

- ・過去15年間における元請けとして完成・引渡しが完了した要求要件を満たす同種工事（都道府県等の他の発注機関の工事を含む）を対象とする。なお、国土交通省直轄工事においては、工事成績評定点が65点未満の工事は対象外とする。
- ・CORINS等のデータベース等を活用し、確認・審査する。
- ・工事目的物の具体的な構造形式や工事量等は、当該工事の特性を踏まえて適切に設定する。
- ・配置予定技術者の施工実績については、求める施工実績（要求要件）に合致する工事内容に従事したかの審査を行う。また、工事における立場（監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか）は問わないものとする。

○ 地理的条件

- ・要件として設定する場合、競争性を確保する。

○ 資格

- ・技術協力業務の契約までに建設コンサルタント業務に関する一般競争参加資格審査の認定を受けるものとする。
- ・要求基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を、当該工事の着手後に専任で配置する。
- ・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。

2) 技術提案

- ・技術提案の評価は優先交渉権者選定の段階で行うが、内容が不適切あるいは未記載である場合は不合格（競争参加資格を認めないこと）とし非選定通知を行う。
- ・求める技術提案の内容等、詳細については、4.3.3を参照のこと。

なお、技術提案や工事着手前の設計を経て、工法や構造（例えば基礎形式等）等が変更になる可能性に留意し、必要に応じて要求要件を幅広に設定することに努める。やむを得ず当初の要求要件に合致しない変更が生じる場合は、工事着手前に変更後の要件を満たす者に交代し、配置するものとする。